

# まずは職場や地域で 認知症について理解を深めることから…

## 認知症サポーターとは

認知症サポーターは「認知症の人や家族の身近な応援者」であり、なにか「特別なことをする人」ではありません。まずは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守ることからスタート！

認知症サポーター養成講座を受講して、認知症を正しく理解しましょう！  
受講修了すると、サポーターの証である「認知症サポーターカード」が配布されます。

### 【サポーター養成講座について】

内 容：認知症の症状、診断や治療、対応の仕方について  
時 間：90分程度  
場 所：事業所等に講師(キャラバン・メイト)が出向きます  
費 用：無料  
受 講 者：企業事業所等、職場等の単位の集まり  
申込方法：開催申込書にご記入のうえ、  
ファクシミリにてお申込みください。  
  
養成講座の申込みについて→



## 若年性認知症支援コーディネーターに相談してみませんか

若年性認知症の人やご家族、企業、支援関係者からの相談をお受けしています。

- 受診へのサポート(受診先の相談や受診への同行など)
- 仕事を続けるためのサポート(ご本人、雇用側の対応方法など)
- 同じ若年性認知症の人やそのご家族と相談できる場の紹介、同行
- 経済的な支援、サービス利用手続きへのサポート …など不安なことをご相談ください

### 【コーディネーターへの相談先】

徳島県認知症コールセンター

Tel 088-678-4707

Mail orangecall@quartz.ocn.ne.jp

(認知症の人と家族の会 徳島県支部)

徳島県のホームページでは、若年性認知症に関する相談先や  
集う場、参考資料などを紹介しています。

ホームページはこちら→



お問合せ先：徳島県保健福祉部 長寿いきがい課  
生涯健康担当 (Tel 088-621-2174)

# 若年性認知症の人の 就労や地域での社会参加について

## 働き盛りの世代にも身近な認知症

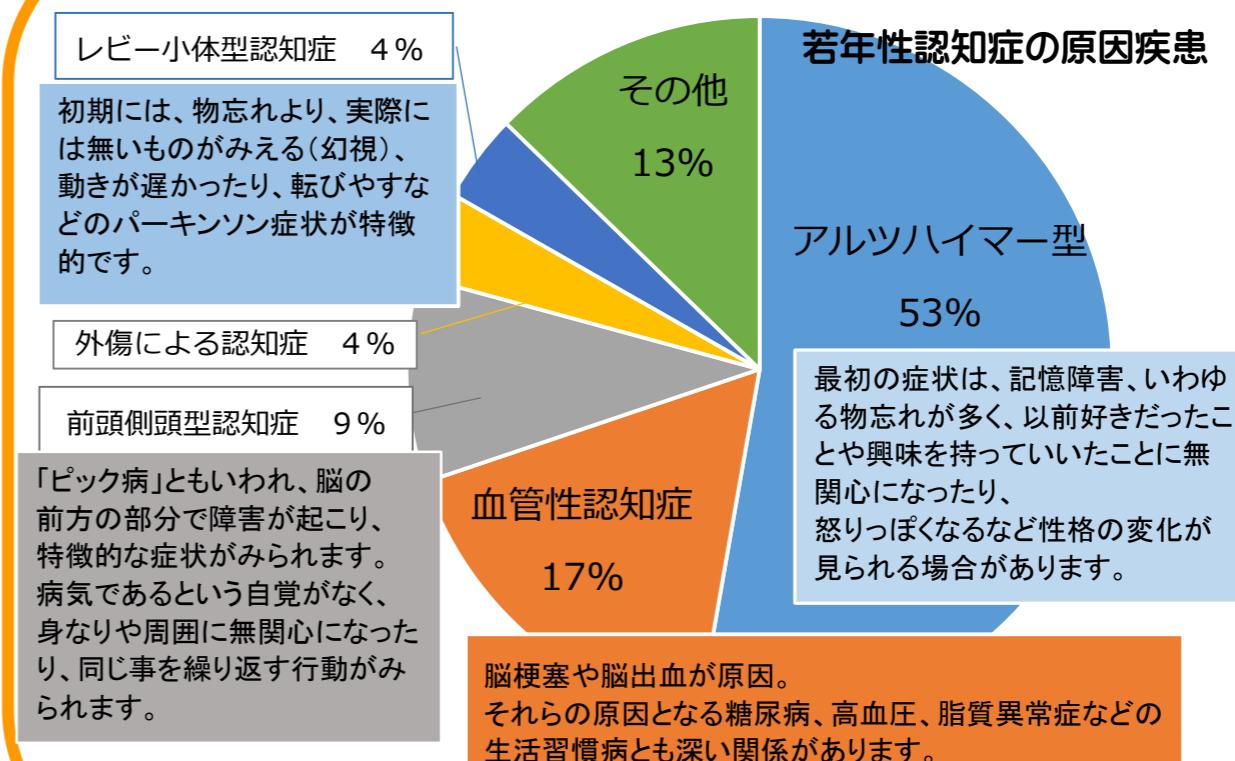
認知症は、加齢とともに発症するリスクが高くなる疾患です。しかし、**65歳未満**で発症した場合は、「**若年性認知症**」といい、全国で約3万6千人といわれています。

発症初期は「もの忘れ」がほとんど目立たない場合があり、作業能力の低下が、うつや体調不良などと間違うこともあります。仕事仲間が変化に気づき、受診・診断につながる場合も！



発症年齢が働き盛り(平均54.4歳)ということで、本人の就労継続の問題、さらに家族の生活への影響が大きいことが特徴です。

## 「認知症」には、原因となる疾患によって様々な特徴があります。



出展：日本医療研究開発機構認知症開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」(R2.3月)

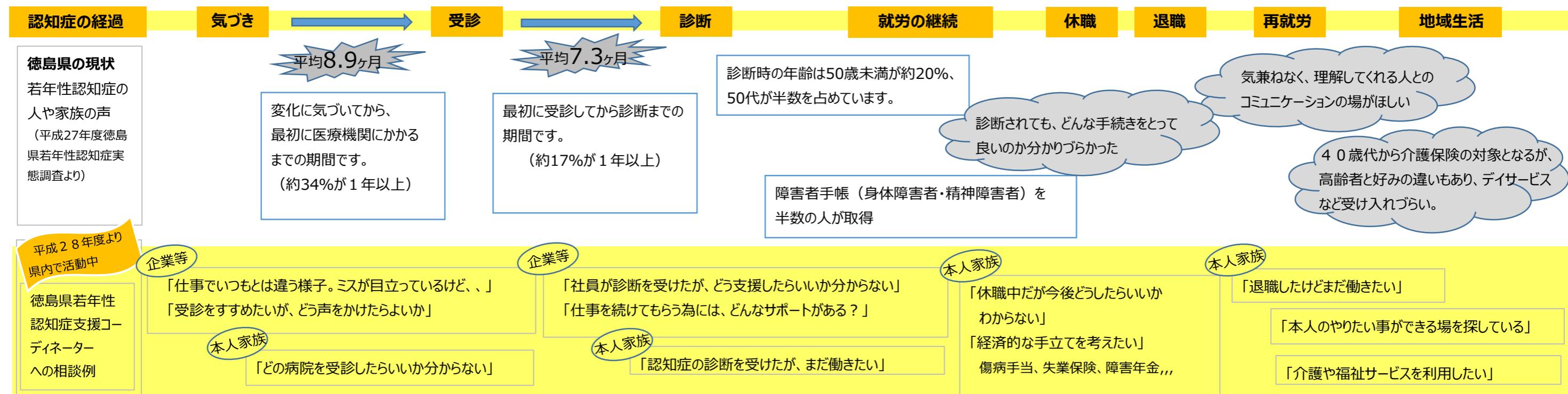
## 徳島県の若年性認知症の人の就労・社会参加を支えるサービスや制度

徳島県では、平成27年度に「徳島県若年性認知症実態調査」を行い、若年性認知症の人や家族が安心して暮らし続ける地域づくりを行っています。

認知症の経過は、原因となる疾患や、身体の状況により一人一人異なり、若年性認知症の発症と同時に就労が困難になるわけではありません。

若年性認知症支援コーディネーターをはじめ、医療・就労支援・障がい福祉・介護福祉等が連携しながら、若年性認知症の人それぞれに合った、就労や地域での社会参加をサポートしています。

下の表は、徳島県の現状と、認知症の経過に沿って、就労や社会参加に県内で活用できるサービスや制度をまとめたものです。



This section lists various service providers and resources for dementia support:

- ★認知症疾患医療センター** 県内4箇所  
認知症の鑑別診断の実施、かかりつけ医との連携  
(基幹型) 県立中央病院ホームページ→
- ★認知症サポート医**  
県内の医療機関に67名(R3.2月現在)
- ★産業保健総合支援センター**  
職場のメンタルヘルスなど産業保健に関する相談を受け付けています。
- ★保健所**  
精神科医によるこころの健康相談を行っています。
- ★地域包括支援センター**  
県内各市町村に36箇所 (R4.1月現在)
  - ・介護保険制度の総合相談
  - ・認知症の人の相談窓口『認知症初期集中支援チーム』『認知症地域支援推進員』
- ★ハローワーク**
  - ・精神障害者雇用トータルセンター
  - ・雇用保険（失業手当）の申請
  - ・再就労に向けての相談
- ★障害者職業センター**
  - ・職業評価で業務内容の得意分野を知る
  - ・ジョブコーチの活用
  - ・職業準備支援など、※障害者手帳を取得していない場合でも活用可能
- ★社会保険労務士会**
  - ・仕事との両立支援についてのご相談
  - ・傷病手当金、障害年金等の手続
  - ・休職や柔軟な働き方のための就業規則等の整備
- ★認知症カフェ**  
認知症の人や家族が出会い交流する場です。
- ★介護保険サービス**  
県内のサービス事業所を検索できます。  
40~65歳未満の方も  
介護認定を受けると  
介護保険サービスが受けられます。

**地域で若年性認知症の人を支えるしくみ**

若年性認知症と診断された方は、「精神障害者保健福祉手帳」の交付対象になります。また、原因疾患により身体に障がいがある方は「身体障害者手帳」の交付対象にもなります。個々の障がいの状態によっての判断となります。